

質問回答書

契約番号 一

件名 南区区民生活・防災マップ作成業務委託

質問	回答
仕様書5-(1)イ 区民生活マップと防災マップで共通している部分（施設などの文字・道路・水面など）の色は、統一して良いでしょうか？ また記号も同様、統一して良いでしょうか？ もし統一可能でしたら、区民生活マップ・防災マップのどちらに合わせるのか、または弊社内で選定したもので良いのか、ご教示ください。	色、記号について両マップで共通しているものは統一します。貴社内で選定していただいた色・記号を使用することは妨げませんが、製作過程で協議の上、決定させていただきます。
仕様書5-(1)イ 索引用方眼について、現在は区民生活マップと防災マップでマスの数が異なっています。現状は区民生活マップに索引を載せており、防災マップにはないため、前者のほうに統一して良いでしょうか？	区民生活マップのマス目の数に統一します。
仕様書5-(1)イ(ア) ①区民生活マップ面のバス路線系統図について ・データでいただけるのでしょうか？ ・バス路線系統図だけでなく、バス会社ごとの路線一覧や問い合わせ欄も入れるのでしょうか？	・令和6年3月作成のデータ(PDF形式)に赤字で修正箇所を記載したものをお渡しします。 ・バス会社ごとの路線一覧と問い合わせ欄も入れます。
仕様書5-(1)イ(ア) ②掲載する内容について 地図余白に掲載する記事 ・特に防災面の記事など、前回版のデータを編集可能なイラストレータのデータでいただくことは可能でしょうか？	旧データの一部はaiデータで提供可能です。aiデータで提供できない記事はPDF形式に修正点を加えて提供します。一部、新規作成を依頼させていただく記事は契約後に協議させていただきます。

<p>仕様書5-(1)イ(ア) ②掲載する内容について 区民生活マップ面 ・駐輪場、健康遊具、公衆トイレといった情報はデータでいただけるのですか？</p>	<p>駐輪場、健康遊具、公衆トイレについてデータ提供可能です。Excelに名称、住所を記載したもの（健康遊具については公園一覧表に健康遊具の有無を明記したもの）を提供します。</p>
<p>仕様書5-(1)イ(ア) ②掲載する内容について 防災マップ面 ・急傾斜地崩壊危険区域、避難指示を発令した場合の避難場所、広域避難場所などは、区から提供されるshapeデータに含まれていないが、どのような形で提供いただけるのでしょうか？ ・緊急給水栓、災害用地下給水タンク、耐震給水栓、緊急輸送路、配水池、災害応急井戸、飛行場外離着陸場、津波避難施設などはどのような形式でいただけるのか？緯度経度は含まれますか？ ・南区以外の地域防災拠点、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域などは、記事掲載の都合上表示されなくとも大丈夫ですか？（特に磯子区周辺）</p>	<p>・shapeデータで提供ができない情報については、Excelに名称・住所を記載した一覧表を提供します。</p> <p>・Excelに名称、住所を記載した一覧表を提供します。緯度経度情報は含まれていません。</p> <p>・南区に隣接している広域避難場所など、南区民の避難が想定される施設については可能な限り掲載することを想定しています。</p>
<p>仕様書5-(1)ウ 仕上がりレイアウトについて ・地図以外の記事の大きさは、4基本仕様(2)記載の縮尺を正として余白に配置するが、防災マップ面の記事は紙の折りを考慮して配置するという認識で間違いないでしょうか？ （折り部分からはみださないようにする）</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>仕様書5-(1)エ(ウ) 最終的な掲載の有無については、紙面の見やすさを考慮し、区が決定するところがあるが、記事が増えることもありますか？ また、記事の増減により地図縮尺が変更となる場合もありますか？</p>	<p>地図縮尺の変わらない範囲で記事が増える可能性があります。</p>

<p>仕様書5-(1)エ(エ)</p> <p>区民生活マップの凡例は日本語の他、英語・中国語で掲載とあります。英語・中国語のテキストデータはいただけますか？</p>	<p>提供可能です。</p>
<p>仕様書8-ア</p> <p>2次利用について、どのような利用を想定されているでしょうか？</p>	<p>Catalog Pocket（カタログポケット）への掲載、広報媒体（広報紙やSNS（X、LINE））への掲載を考えています。</p>
<p>仕様書8-イ</p> <p>著作者人格権を行使しないものとする とありますが、アにおいて従前から受 託者が権利を所有する著作権の権利は 受託者に留保される為、例えば地図に ついては許可なく修正・改変はできま せん。どのようなことを想定してイが 含まれているのでしょうか？</p>	<p>仕様書「イ」に記載の「著作者人格 権を行使しない」との規定は、委託者 (横浜市)が成果品を業務上円滑に活 用できるようにするためのものです。 具体的には、以下のようないくつかの対応を想定 しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果物を2次利用する際に、受託 者の同意を得ずに公開すること ・電話番号の修正や色の変更、レイ アウトの調整など、必要に応じた情報 の修正・加工 ・表紙やバス路線図などの一部を広 報紙やウェブサイト等に転用するなど の再利用 <p>なお、仕様書「ア」に記載のとおり、 従前から受託者が権利を有する部分に ついては、修正・改変等を行う場合に は、事前の協議をさせていただきます。</p>